

独立行政法人海技教育機構役員退職手当支給規程

平成18年4月1日

海技教育機構規程第28号

最終改正 平成30年3月29日海技教育機構規程第29号

(総則)

第1条 独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）の役員（非常勤役員を除く。以下同じ。）に対する退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職し、解任され又は死亡した（以下「退職等の日」という。）におけるその者の俸給月額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に、国土交通大臣が0.0から2.0の範囲内で機構の業務実績に対する評価に応じて決定する率（以下「業績勘案率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、第5条後段及び第6条第1項の規定により引き続き在職したものとみなされた者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職等の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に、業績勘案率を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

2 理事長は、役員が退職し、解任され又は死亡したとき（第6条第4項又は第7条ただし書の規定により退職手当を支給しない場合を除く。）は、前項の業績勘案率の決定を国土交通大臣に申請するものとする。

(退職手当の支給時期)

第3条 退職手当は、国土交通大臣から当該役員の業績勘案率の決定通知を受けた日以降速やかに支給する。ただし、当該役員に支給事由が発生した時点で、特段の事情がない限り理事長が当該役員の在職中の業績をもとに総務大臣が策定する業務実績評価に基づく統一的な算定ルールを準用して算定した業績勘案率を暫定的な業績勘案率（以下「暫定業績勘案率」という。）として前条第1項の規定を準用して算出する退職手当（以下「暫定退職手当」という。）を支給することができる。この場合において、前条第1項中「業績勘案率」とあるのは「暫定業績勘案率」と読み替えるものとする。

2 前項の規定による暫定退職手当を支給した場合においては、国土交通大臣から当該役員の業績勘案率の決定通知を受けた日以降速やかに前条第1項の規定により算出した退職手当の額から前項の規定により支給した暫定退職手当の額との差額を精算する。この場合において、既に支給した暫定退職手当の額は、前条第1項の規定により算定された退職手当の額の内払いとみなす。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間及び役職別期間の月額の計算は、任命の日から起算して暦に

従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、1月とする。

- 2 第2条第1項ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

（再任等の取扱い）

第5条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

（退職手当に係る特例）

第6条 役員のうち、任命権者（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）の規定により任命権を有する者をいう。）の要請に応じ、引き続いて国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第2条第1項ただし書の規定の適用に係る俸給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し理事長がそのつど定める。

- 3 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職し、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

- 4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。

- 5 第3項の規定に該当する役員が退職をした場合（前項に規定する退職の場合を除く。）の退職手当の額については、第2条の規定にかかわらず、その時点で国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の規定に該当する役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を国家公務員退職手当法第7条第1項に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。

- 6 前項の規定における退職手当の計算の基礎となる俸給月額については、当該役員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基

礎に、当該役員の役員として引き続いた在職期間等を勘案し理事長がそのつど定める額とする。

(退職手当の支給)

第7条 退職手当は、法令に基づき、その退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。ただし、役員が通則法第23条第2項第2号の規定により解任されたときは、当該役員には退職手当は支給しない。

(遺族の範囲及び順位)

第8条 前条に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、本人の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で本人の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者の外、本人の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位とする。この場合において、父母については、義父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の義父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第9条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 役員を故意に死亡させた者
- (2) 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職手当の返納等)

第10条 退職手当の返納等の取扱いについては、国家公務員退職手当法第12条から第17条の規定（第12条第2項及び第3項、第13条第4項、第8項及び第9項、第14条第1項第2号及び第3項から第6項、第15条第1項第2号、第2項及び第4項から第6項、第16条第2項及び第3項、第17条第2項、第5項、第7項及び第8項の規定を除く。）を準用する。この場合において、「当該退職に係る退職手当管理機関」及び「当該退職手当管理機関」とあるのは「理事長」と、「職員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(端数の処理)

第11条 退職手当の支給額に1円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(実施細則)

第12条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年規程第8号)

この規程は、平成25年3月22日から施行する。

附 則 (平成27年規程第12号)

この規程は、平成27年7月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年規程第76号)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

第2条 施行日の前日において、独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第48号）附則第2条第1項の規定による解散前の独立行政法人航海訓練所（以下「航海訓練所」という。）の役員（常勤の役員に限る。以下同じ。）であった者で、施行日において機構の役員として任命されたものに対する退職手当の支給については、その者の航海訓練所の役員としての在職期間を機構の役員としての在職期間とみなす。

附 則 (平成30年規程第29号)

この規程は、平成30年1月1日から適用する。